

# 理事会だより

第二回理事会が平成十三年九月四日に開催され、次の事項が協議され決定されました。

## 一、農業公社の

### シンボルマークについて

「あぶくま農学校」のシンボルマークとして使用してきたマークを、農業振興公社のイメージ統一の象徴として正式に位置付けられました。

このシンボルマークは「商標登録」をし、乱用を避け、正しく使用するため、次のような基準を定めておくことになりました。①シンボルマークに関する一切の権利は農業振興公社に属し、使用する場合は必ず農業振興公社の承認を受けること。②シンボルマークを使用するのは、農業振興公社が農業振興公社の会員であること。③シンボルマークを商行為として使用する場合はロイヤリティ（著作権使用料）が発生するので、事前に農業振興公社と協議し承認を得てから使用すること。④シンボルマークを使用して開発したアプリケーションデザイン（応用図案）の開発料及びロイヤリティは開発者が負担すること。となりました。

## 二、プロジェクト活動の

### 展開について

昨年、取り組んできた五大プロ

ジェクトの活動状況と成果を踏まえ、農業戦略会議等で協議し、理事会で検討した結果、次のような展開を図って行くことになりました。

「地域循環型農業プロジェクト」と「自立した農場制農業プロジェクト」は農業戦略会議で協議検討し、「多角的流通販売プロジェクト」は引き続き実施していくことになりました。そうした中で、新たに会員が経営向上のため自主的に取り組む「自主プロジェクト」を支援することになりました。

概要は次の通りです。①農業振興公社の会員が、自主的に農業経営等の課題について、プロジェクトを設定し、課題の解決に向けての活動を支援する。②プロジェクトは、単独又は複数の会員で構成する。③農業振興公社は、自主プロジェクトの活動を予算の範囲内で助成する。④助成の対象は、自主プロジェクトに関する調査・研究に充てる経費で、具体的には、調査旅費、会議費、会場費、書籍代、講師謝礼で、食料費は茶菓子程度で、飲食代は対象外とする。⑤既存の組織が従来から行ってきたものは対象外とする。⑥助成額は定額五万円で、複数の場合は、三万円に人数を掛けた金額とし、上限を十五万円とする。⑦助成を精算金額が上限を下回る場合は、その金額とする。

受けようとする自主プロジェクトの代表者は、計画書を農業振興公社に提出し、その承認を受けること。また、助成を受けたプロジェクトは、その成果の発表と実績報告書及び精算書を提出すること。としました。

## 三、農業人材育成に関する

### 事業について

先進的な農業経営や技術習得等の研修を受け、農業経営能力を高めようとする農業後継者を支援するため、「農業人材育成事業助成金交付要綱」を定めました。

主な内容は次の通りです。①対象者は、角田市内に居住し、概ね十八歳～四十歳未満の男女。②現に農業に従事している者、又はこれから農業に従事しようとする者、組織

運営等の規定が整備され、日常活動が行われている青年農業者グループ。③研修期間は、一ヶ月未満とする。④助成を受けようとする者は、交付申請書を理事長に提出する。⑤理事長は、助成することが適当と認められた者に対し、予算の範囲内で助成対象に二分の一以内を助成する。⑥助成金の交付を受けたものは、研修後、速やかに実績報告書を提出する。交付申請の用紙等は農業振興公社で準備しております。

## 四、農業振興公社の

### 会員入会について

今回、一般会員十一名（個人）、特別会員五六名で、計六三名の方々が新しく会員として入会されました。

その結果、会員総数二五二名（一般会員一四九名、特別会員一〇三名）となりました。

## 会員の加入状況

(平成13年11月1日現在)

個人会員	129名
組織会員	13組織
団体会員	7団体
特別会員	103名

(東京都目黒区役所職員、緑ヶ丘小学校関係者、みやぎ生協関係者等)

## 編集・発行

(社) 角田市農業振興公社

〒981-1505

宮城県角田市角田字大坊22

電話 0224-63-2328

ファックス 0224-61-1521

URL <http://www.kakunou.or.jp>

e-メール [kakunou@ruby.ocn.ne.jp](mailto:kakunou@ruby.ocn.ne.jp)